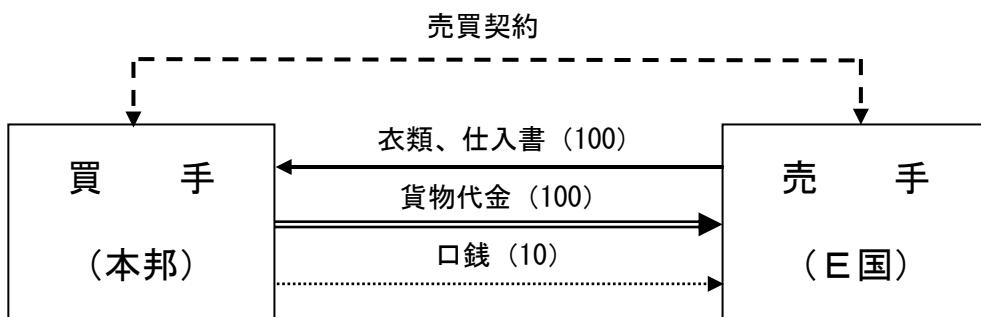


39. 貨物代金とは別に売手に支払う口銭



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）します。
当社は、貨物を本邦に輸入するため、売手との売買契約に基づいて、貨物代金（100）とは別に売手の手数料相当額として売手に口銭（10）を支払います。
輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う口銭（10）は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う口銭は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う口銭は、貴社と売手との売買契約に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

《参考》

口銭は、手数料やコミッションと表されることもあり、貨物代金に一定料率を乗ずる方法や貨物代金に関係なく取引ごとに一定額を支払う方法等があります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達 4-2(1)、4-2の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を

表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)